

1. 経過

昨年12月に、学校開放事業の中で中学校体育館をフットサルの練習場として利用したいとの要望があった。

フットサルは、現行の関連要綱の利用可能な運動種目としての位置付けがないため、保留事項とした。

なお要綱上では、明記されている種目以外は、学校長が認めたものとはされている。

○寒川町立学校体育施設開放実施要綱（抜粋）

（運動等の種目）

第4条 体育施設を使用する場合の運動種目は、別表第2のとおりとする。

2 前項に定める運動の種目のほか、教育委員会が適当と認めたものに使用させることができる。

別表第2（第4条関係）

区分		運動の種目
体育館	小学校	体操、バレーボール（一之宮小、旭小は女子のみ）、バスケットボール（一之宮小、旭小は除く）、バドミントン及び学校長が適当と認めたスポーツ、レクリエーション種目
	中学校	体操、バレーボール、バスケットボール、剣道、卓球及び学校長が適当と認めたスポーツ、レクリエーション種目
屋外運動場	小学校	陸上競技、サッカー（少年）、ソフトボール、バレーボール及び学校長が適当と認めたスポーツ、レクリエーション種目
	中学校	同上の他、サッカー、軟式テニス及び学校長が適当と認めたスポーツ、レクリエーション種目
	夜間照明施設	ソフトボール、サッカー、野球（寒川中学校のみ）及びレクリエーションで教育委員会が適当と認めた種目